

# 令和5年秋季全国火災予防運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防火標語（2023年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

## 3 実施期間

令和5年11月9日（木）から11月15日（水）までの7日間

## 4 推進項目

### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した効果的な広報の実施
- キ 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

### (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

### (3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

### (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
- イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進
- エ 消防用設備等の維持管理の徹底

### (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

- ア 充電式電池に関する注意喚起
- イ ガストーチバーナーに関する注意喚起

### (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- イ 火気器具を使用する屋台等への指導
- ウ 照明器具の取扱いに係る指導

(7) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

5 実施要領（消防本部・署・分署・分駐所において実施する事項）

(1) 火災予防運動の推進と協力依頼

各官庁・事業所・関係団体及び報道関係者に対して防火ポスター掲示や別記「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を含め、本運動の推進について協力を依頼します。また、SNS等を活用して広報を実施します。

(2) 防火対象物に対する立入検査の実施

期間中、不特定多数の者が出入りする防火対象物を重点に立入検査を実施しますのでご協力ください。

(3) 防火・防災研修会、避難訓練等に協力

各種研修会・訓練等を計画される場合は、お近くの消防署・分署・分駐所にご相談ください。

## 住宅防火いのちを守る10のポイント

### 4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### 6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 《住宅防火いのちを守る10のポイントの考え方》

